

静岡県立大学短期大学部キャリア支援委員会細則

平成19年12月21日 細則第34号

改正 平成28年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)学生等へのキャリア支援を行うため、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成19年4月1日 規程第100号)第9条の規定に基づく専門委員会として、静岡県立大学短期大学部キャリア支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、学生部及び学生室と連携、協力して次に掲げる事項を審議する。

- (1) キャリア支援分室の運営に関すること。
- (2) 学生のキャリア支援に関すること。
- (3) 卒業生のキャリア支援(リカレント教育)に関すること。
- (4) その他、キャリア支援に関すること。
- (5) 中期計画該当課題の企画、立案、実施に関すること。

2 委員会は、静岡県立大学キャリア支援センター及びキャリア支援室と連携し、協力する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 静岡県立大学キャリア支援センター分所長(以下「分所長」という。)
- (2) 各学科及び一般教育等の教員群からそれぞれ選出された教員各1名。ただし、第1号に掲げる委員が所属する教員群からは、選出しないことができる。
- (3) キャリア支援分室長
- (4) 分所長は、前号の教員の中から分所長を補佐する者を指名する。

2 委員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

(委員長及び会議)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ分所長及び前条第1項第4号に規定する者を充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

5 委員に事故あるときは、代理者を出席させることができる。

6 会議は、委員の3分の2以上により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。

7 委員会は、会議の運営上必要と認めるとき、委員以外の職員を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、キャリア支援分室において処理する。

附 則

この細則は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。